

低入札価格調査制度適用工事の入札における留意事項等

設計金額が5,000万円以上の入札、または総合評価方式の入札については、低入札価格調査制度を適用します。

入札において、次の方法で算定する調査基準価格を下回る価格での入札があった場合は、当該工事請負契約が適正に履行されるかどうかについて調査を行います。

調査基準価格

市の設計における次の額の合計額に100分の108を乗じた額

①直接工事費の95% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の70% ④一般管理費の30%

(ただし、予定価格の70%を下限とし、予定価格の90%を上限とします。)

※ 入札においては、いわゆる税抜きの調査基準価格と入札書記載金額を比較します。

数値的失格基準

最低価格の入札が調査基準価格を下回るものである場合は、当該入札者の提出する工事費内訳書と市の設計書を比較し、次のいずれかに該当する場合は、当該入札者を落札者としませんこととします。

①直接工事費が、市の設計における額の75%未満

②共通仮設費が、市の設計における額の70%未満

③現場管理費が、市の設計における額の60%未満

④一般管理費が、市の設計における額の30%未満

上記の数値的失格基準に該当しない場合は、実質的な調査に移行します。

最低価格入札者が数値的失格基準に該当する場合、または実質的調査により落札者とするのが適切でないと判断される場合は、次点入札者を落札者とします。この場合において、次点入札者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、同様に調査を行います。

【くじについて】

開札を行った結果、予定価格の制限内の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定する。